

# 国立大学法人電気通信大学防災対策検討専門委員会設置細則

平成23年 5月23日

改正

平成24年 5月22日

## (設置)

第1条 この細則は、国立大学法人電気通信大学危機管理規程第5条の規程に基づき設置する電気通信大学防災対策検討専門委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (任務)

第2条 委員会の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 今後の総合防災対策の検討
- (2) 災害時の学生、職員等の避難・誘導策の検討
- (3) 災害発生後の学生、職員等の安否確認方法の検討
- (4) 災害時の備蓄対策の検討
- (5) 災害時の地域連携等の検討
- (6) その他防災対策上必要な事項の検討

## (構成員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事
  - (2) 副学長
  - (3) 副理事
  - (4) 大学院情報理工学研究科から選出された専任の教授又は准教授 1人
  - (5) 大学院情報システム学研究科から選出された専任の教授又は准教授 1人
  - (6) 組織規則第19条第1項、第21条第1項及び第23条第1項に規定する各センターを担当する専任の教授又は准教授のうちから学長が指名した者 1人
  - (7) 総務課長
- 2 委員会に委員長を置き、総務担当の理事をもって充てる。

## (事務)

第4条 上記の委員会の事務は、総務課が所掌する。

## (小委員会)

第5条 第2条各号の任務の実施のため、委員会の下に小委員会を置く。

小委員会名	主 査	任 務	事務担当
学生対策小委員会	学生担当の副学長	災害時の学生等の避難誘導及び安否確認	学生課
職員対策小委員会	人事労務担当の副理事	災害時の職員の避難誘導及び安否確認	人事労務課
施設対策小委員会	総務担当の理事	災害時の避難施設の検	施設課

		討	
物資対策小委員会	総務担当の理事	災害時の備蓄対策の検 討	財務課
情報対策小委員会	情報担当の理事	災害時の情報対策の検 討	総務課

( 雑則 )

第 6 条 この細則に定めるもののほか、防災対策に必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成 2 3 年 5 月 2 3 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 2 4 年 5 月 2 2 日から施行する。